

# 第9期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告の「業務の適正を確保するための  
体制及び当該体制の運用状況」  
連結計算書類の「連結注記表」  
計算書類の「個別注記表」  
(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

## 株式会社 i - p l u g

事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://i-plug.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・「i-plugグループ企業行動憲章」、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスマニュアル」を規定し、法令・定款及び社会規範を遵守するよう啓蒙・教育活動を推進する。
  - ・代表取締役CEOは、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、当委員会において、コンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたる。
  - ・コンプライアンスに関する情報を集約するための相談窓口を設置し、当該相談窓口への相談内容を調査した上で、不祥事が生じた場合には、再発防止策を担当部門と協議・決定する。
  - ・監査役は、「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行状況を監査する。法令及び定款に適合しない又はその恐れがあると判断したときは取締役会で意見を述べ、状況によりその行為の差止めを請求できる。
  - ・内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社のコンプライアンスの状況・業務の適正性に関する内部監査を実施し、その結果を、適宜、監査役及び代表取締役CEOに報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・株主総会及び取締役会の議事、その他重要な情報については、法令及び「文書管理規程」他の諸規程に基づき、適切に記録し、定められた期間保存する。
  - ・上記の文書等は、取締役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。
  - ・個人情報を含む情報の保護・保存のみならず、情報の活用による企業価値向上を含めた情報セキュリティ・ガバナンス体制を構築・推進する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・リスク管理に関し、必要な規程及びマニュアルを整備するとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクに関する重要事項について、具体的且つ実質的な協議及び評価等を行うことで、リスクの早期発見と未然防止を図る。
  - ・有事の際は、「経営危機管理規程」に従い、代表取締役CEOが対策本部を設置し、迅速な対応がとれる体制を構築する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・取締役会は、「取締役会規程」に基づき、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を招集し、当該取締役会において法定事項・重要事項の決議及び業務執行状況の報告を行う。
  - ・「組織規程」、「職務権限規程」等、各種社内規程を整備し、権限委譲及び責任の明確化を図り、効率的かつ適正な職務の執行が行われる体制を構築する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ・子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、内部監査室の使用人を、監査役を補助すべき使用人として指名することができる。
  - ・補助すべき使用人の任命、解任、人事異動等については、監査役の同意を得たうえで決定することとする。
  - ・指名された使用人への指揮命令権は、監査役が指定する補助すべき期間中は監査役に移譲されたものとし、取締役からの指揮命令を受けない。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - ・ 監査役は、必要に応じていつでも、取締役会及びその他重要と思われる会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取する。
  - ・ 監査役は、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めることとする。
  - ・ 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
- ⑧ 監査役の仕事の遂行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の仕事の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。
- ⑨ その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は、代表取締役CEO、会計監査人、内部監査室と定期的に会合を持ち、それぞれ意見交換を行うことにより監査の実効性を高める。
- ⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制  
財務報告の適正性を確保するため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制  
反社会的勢力対応規程を定め、反社会的勢力との取引を一切遮断するとともに、反社会的勢力からの被害を防止する体制とする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役会  
社内規程に基づき、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。当事業年度において、取締役会は19回開催され、法定事項・重要事項の決議及び業務執行状況の報告を行っております。
- ② リスクマネジメント・コンプライアンス体制  
リスク・コンプライアンス委員会を開催し、リスクに関する重要事項について協議及び評価等を行うとともに、コンプライアンス体制の構築、維持、整備にあっております。また、全役職員に対してコンプライアンスに関する知識や意識向上を目的とした研修を実施しております。
- ③ 不正行為等の早期発見  
コンプライアンスに関する情報を集約するための相談窓口を設置することにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。
- ④ 情報の保存及び管理  
社内規程に基づき、取締役会及び重要な会議の議事録を作成するとともに保存管理を徹底しております。当該議事録等は、取締役及び監査役の求めに応じて随時閲覧提供しております。
- ⑤ 内部監査  
内部監査室が年間の内部監査計画に基づき、コンプライアンスの状況・業務の適正性に関する内部監査を実施し、その結果を代表取締役CEO及び監査役会に報告しております。

⑥ 監査役の職務執行

監査役が取締役会やその他重要な会議へ出席する機会を確保し、監査役の要請に応じ速やかに情報提供をするなど、監査が実効的に行われる環境を整備しております。また同時に、内部監査室、監査役、会計監査人の三者間による連携が密にとれるような関係の構築を支援しております。

⑦ 子会社の管理

社内規程に基づき、子会社の中長期計画、年度計画及びその他事業運営に関する重要な事項について事前承認や報告を行っております。また、子会社に対して当社の内部監査室及び常勤監査役が直接監査を実施することができる体制を構築しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

- (1) 連結の範囲に関する事項
- ① 連結子会社の状況
- ・連結子会社の数 1社
  - ・主要な連結子会社の名称 株式会社イー・ファルコン
- ② 非連結子会社の状況  
該当事項はありません。
- ③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況  
該当事項はありません。
- (2) 持分法の適用に関する事項  
該当事項はありません。
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項  
連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。
- (4) 会計方針に関する事項
- ① 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産（リース資産を除く）
- 主に定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- |           |         |
|-----------|---------|
| 建物        | 10年～39年 |
| 工具、器具及び備品 | 3年～10年  |
- ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）
- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ハ. リース資産
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ② その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- イ. のれんの償却方法及び償却期間  
のれんの償却については、10年間の均等償却を行っております。
- ロ. 繰延資産の処理方法
- ・株式交付費 支出時に全額費用処理しております。
- ハ. 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

### 2. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
- |      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 3,810,200株 |
|------|------------|
- (2) 剰余金の配当に関する事項  
該当事項はありません。
- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- |      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 140,300株 |
|------|----------|

### 3. 金融商品に関する注記

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

##### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、運転資金については、まず営業キャッシュ・フローで獲得した資金を投入し、不足分については必要に応じて銀行借入による調達を行う方針であります。一時的な余剰資金につきましては、普通預金により保有しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

##### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金、未払費用、未払法人税等は、全てが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としております。また借入金のうち一部は、変動金利であるため金利変動リスクに晒されております。

##### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

###### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、経理担当者が取引先別に期日及び残高を管理するとともに、各取引について与信額を設定し、与信額を超過する営業債権が発生しないよう定期的にモニタリングしております。また入金状況を日々モニタリングし、入金遅延が発生した場合には各営業担当者に随時連絡しております。これにより、各取引先の財政状態等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

###### ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金の金利変動リスクについては、分割弁済等によりその影響を緩和しております。

###### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

担当部署が、適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。また、手許流動性を確保するために、当座貸越契約を締結しております。

##### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
① 現金及び預金	2,439,458千円	2,439,458千円	－千円
② 売掛金	94,303	94,303	－
③ 未払金	(123,087)	(123,087)	－
④ 未払費用	(77,980)	(77,980)	－
⑤ 未払法人税等	(63,030)	(63,030)	－
⑥ 長期借入金 (*2)	(770,188)	(770,904)	(716)

(\*1) 負債で計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含んでおります。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

##### ① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### ③ 未払金、④ 未払費用、⑤ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑥ 長期借入金

固定金利による借入金については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。一方、変動金利による借入金については、短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく変化しておらず、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

4. 1株当たり情報に関する注記

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 303円59銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 66円63銭  |

(注) 1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益は、当連結会計年度に行いました株式の分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

5. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

6. その他の注記

(1) 企業結合に関する注記

共通支配下の取引等

① 取引の概要

イ. 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社イー・ファルコン

事業の内容 各種アセスメントサービスの販売及び導入支援

ロ. 企業結合日

2020年10月1日

ハ. 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

ニ. 結合後企業の名称

変更はありません。

ホ. その他取引の概要に関する事項

株式会社イー・ファルコンはすでに当社の連結子会社であります。同社との更なる連携強化により、企業価値の向上を図ることを目的とし、同社を完全子会社といたしました。

② 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

③ 子会社株式を追加取得した場合に掲げる事項

被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 162,835千円

取得原価 162,835千円

④ 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

イ. 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

ロ. 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

92,242千円

(2) 退職金制度の改定

連結子会社は、2021年3月に退職金制度を改定し、退職一時金制度から確定拠出年金制度へ移行いたしました。退職一時金制度から確定拠出年金制度への資産移換額は17,410千円であり、4年間で移換する予定であります。なお、当連結会計年度末時点の未移換額17,410千円は、未払金及び長期未払金(固定負債その他)に計上しております。

(3) 賞与制度の廃止

連結子会社は、給与制度を改定し、2021年4月より賞与制度を廃止いたしました。これに伴い、当連結会計年度において賞与引当金を計上しておりません。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
    - ・子会社株式 移動平均法による原価法
  - ② たな卸資産の評価基準及び評価方法
    - ・貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年～39年
工具、器具及び備品	3年～10年
  - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
    - ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
  - ③ リース資産
    - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 繰延資産の処理方法
- |       |                   |
|-------|-------------------|
| 株式交付費 | 支出時に全額費用処理しております。 |
|-------|-------------------|
- (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- |           |                               |
|-----------|-------------------------------|
| 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 |
|-----------|-------------------------------|

### 2. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	1,443千円
短期金銭債務	10,414千円

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	5,400千円
売上原価	141,533千円
営業取引以外の取引高	－千円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	41,241千円
未払事業税	4,777千円
前受金	3,525千円
その他	625千円
繰延税金資産小計	50,170千円
評価性引当額	△13,844千円
繰延税金資産合計	36,326千円



## 6. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親者	志村 日出男	-	当社取締役	子会社株式 の譲受(注)	33,924	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 取引金額は、独立した第三者による株式価値算定報告書を勘案して決定しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 316円15銭

(2) 1株当たりの当期純利益 52円40銭

(注) 1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益は、当事業年度に行いました株式の分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。